

出した 20 歳以上の成人 1,600 人を対象としたもので、回答者数は 584 であった（有効回答率=36.5%）。調査の設計は「社会的排除=強制された欠如」を調査概念とし、様々な次元の項目の欠如や脱落、不十分に関して、それらが欠落している理由も含めて聞いている。このデータを用いて、日本における社会的排除指標を以下のように設定した。まず、欧州における先行研究に習って、社会的排除の基本的機軸と考えられる 8 次元（基本ニーズ、物質的剥奪（relative deprivation）、制度からの排除、社会ネットワークの欠如、不適切な住環境、社会参加の欠如、主観的経済状況、所得ベースによる相対的貧困）を決定し、それらに関連するデータを本調査の調査項目の中から選択した。用いられた項目数は、50 におよぶ（表 3）。

<表 3 社会的排除指標－「社会生活に関する実態調査」から>

表 3 から、数%から過半数に及ぶ割合の人々が、これらの項目の一つもしくは複数を欠いている状態であることがわかる。特に社会参加や制度からの排除（施設などの利用）については、大きい割合の人々が排除状態にある。また、「家族が必要とする食料が買えない」など基本的ニーズについても満たされていない人々が一定割合で存在する。次に、それぞれの分野について、項目を 1 点数とし、それを欠いている場合を 1 とする変数を加算し、さらにそれを項目数で標準化したものを、その次元におけるその個人の排除指標とした。標準化することにより、用いられた項目数が異なる次元においても指標が 0（すべての項目が満たされている）から 1（全ての項目が欠けている）の値をとることになり、比較可能となる。

$$EX(1,2,3\dots 8)i = \frac{\sum_{j=1}^J dij}{J}$$

EX(1,2,3...8)i= 個人 i の次元(1,2,3...8)の社会的排除指標

J(1,2,3...8)=次元(1,2,3...8)に用いられた項目数

dij=項目 j を個人 i が所有している場合は 1、していない場合は 0

表 4 が、このようにして計算された 8 つの社会的排除指標の基本統計量である。

<表 4 基本統計量>

表5.4 基本統計量：社会的排除指標

Dimension	n	項目数	平均	標準偏差	排除状況にある人の割合		
					基準1	基準2	
基本人間ニーズ(BHN)	584	3	0.106	0.227	1	20.9%	20.9%
物質的剥奪(Material deprivation)	584	10	0.022	0.095	1	9.9%	9.9%
制度からの排除	584	10	0.141	0.173	4	11.0%	36.6%
社会関係の欠如	584	9	0.074	0.166	4	10.4%	25.3%
適切な住環境の欠如	584	6	0.061	0.139	2	11.8%	22.6%
社会参加の欠如	584	8	0.247	0.210	4	17.6%	53.6%
主観的貧困	584	3	0.175	0.297	2	14.7%	31.7%
世帯所得	456	1	479.8	338.5	198	11.6%	11.6%

(*)基準1は、分析者による設定
基準2は、平均値を基準とした場合

排除状況にある人の割合（排除率）を計算するために、二つの基準（排除線）を設定した。連続する排除指標の値において、どの値より上が「被排除者」であるかという「線引き（＝基準設定）」は、常に恣意性を伴う。従来の貧困基準においても、この議論は終着点を迎えていないが、社会的排除や相対的剥奪といった新しい概念においては、恣意性がさらに強くなる。欧州における既存研究においても、各分析者が経験則的に基準を設定している場合が多い。欠如項目が3以上の場合を基準としている例もみられるが、この3という数値に特別な意味があるわけではない。また、相対的貧困線が中央値の50%と設定されることが多いことに習って、統計的に計算される数値を用いる場合もあるが、相対的剥奪指標や社会的排除指標は、多くの場合、サンプルの多くが0の値を示しており、中央値が0となる場合が多いため、平均値を排除（剥奪）基準としている。ここでは、主流である二つの方法に習って、基準1と2を決定した。基準1は、世帯所得による貧困率11.6%におおよそ等しくなるように選定した。基準2は、平均値である。排除率そのものの高低を議論するのであれば、どのような基準を設定するのが重要であるが、本稿で行われる分析においては、基準が統一されたものであることが重要である。

4.2 異なる次元の社会的排除の関係

先に述べたように、社会的排除指標が従来の貧困指標に比べて優れている理由の一つは、多次元の事象を包括している点である。前節で構築された社会的排除指標においても、8つの次元が identify されている。それでは、これらの異なる次元における排除は、どのように関連しているのだろうか。図1から図3は、いくつかの社会的排除の次元を例にあげて、これらが、どのように関連しているのかを3つ想定したものである。図1では、社会的排除における様々な次元が、所得という medium を通して、影響されると想定した図である。このモデルにおいては、社会的排除を規定する第一の要因が所得であるので、例えば政府からの所得移転を通して排除を食い止めることができると考えられる。また、従来の低所得の測定方法で、被排除の実態もある程度把握できる。つまり、低所得が広い意味での社会的排除のメルクマールとなりうるのである。図2では、社会的排除が、Moisio(2002)の言う「危険性のスパイラル(spiral of precariousness)」であり、互いに連鎖し

合って下降していくと想定している。このモデルでは、最終的に全ての次元の排除が他の次元の排除に影響する。そのため、ここでも、低所得が社会的排除のメルクマールともなるが、実際に影響の仕方は時間的なずれがあったり、ある程度の不利の蓄積があってはじめて他の次元に影響する、など考えられるので、図1のモデルほど単刀直入ではない。図3は、社会的排除の異なる次元は、それぞれ独立的に進行すると想定している。そのため、例えば、経済状況が裕福であっても、社会参加が少ない、などというケースも考えることができる。

<図1、図2、図3>

これらを、一時点のデータで、その因果関係をも含めて実証することは不可能である。しかし、その手がかりとして、ここでは、いくつかの統計的検定を行っていくこととする。まず、社会的排除の異なる次元間の相関を調べたものが、表5である。

<表5 異なる次元の相関 >

表5.5 異なる次元の社会的排除指数の相関係数

	基本ニーズ	物質的剥奪	制度からの排除	社会関係の欠如	適切な住環境の欠如	社会参加の欠如	主観的貧困	世帯所得
基本ニーズ	1.0000	0.3567 <.0001	0.1522 0.0002	0.3301 <.0001	0.2723 <.0001	0.2777 <.0001	0.3825 <.0001	-0.1878 <.0001
物質的剥奪		1.0000	0.2478 <.0001	0.4103 <.0001	0.5675 <.0001	0.1866 <.0001	0.2008 <.0001	-0.1162 0.0131
制度からの排除			1.0000	0.1669 <.0001	0.1973 <.0001	0.1970 <.0001	0.1533 0.0002	-0.0207 0.6592
社会関係の欠如				1.0000	0.3569 <.0001	0.2543 <.0001	0.2769 <.0001	-0.0932 0.0467
適切な住環境の欠如					1.0000	0.1791 <.0001	0.2268 <.0001	-0.1236 0.0082
社会参加の欠如						1.0000	0.2825 <.0001	-0.0725 0.1221
主観的貧困							1.0000	-0.1906 <.0001
世帯所得								1.0000

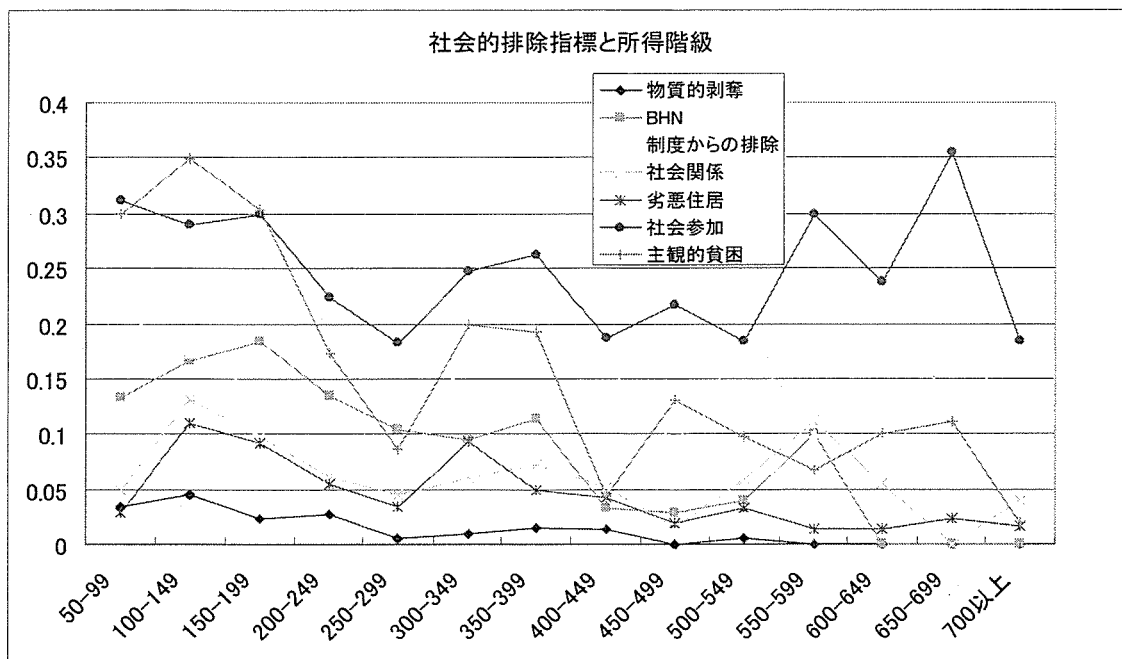
(*)サンプル数=584、等価世帯所得のみ=456

驚くべきことに、8つの次元の排除指標の相関は高いとはいえない。一番相関係数が高いのは「住環境」と「物質的剥奪」であり、両者とも金銭的な解決が可能な指標であるため、相関が高いと考えられるが、それでも相関係数は0.57である。「制度からの排除」「社会参加の欠如」は、他のどの次元とも相関が低い。特記すべきなのは、世帯所得の他の次元との相関が低いことである。この理由はいくつか考えられる。一つは、所得データの信頼性である。このような本人が記述する方式で行う調査においては、所得に関するデータは常に信頼性の問題を伴う。もう一つは、現在の所得は、現在の社会的排除と直結するもので

はないということである。Bradshaw ら(2003)のイギリスの調査データを用いた研究においても、所得ベースの貧困と、社会的排除のマッチングが低いことが発見されている。彼らは、所得ベースの貧困を1時点のものではなく、2時点以上の長期的貧困とした場合には、マッチングが高まることも指摘している。つまり、現在の生活水準や排除状況は、過去からの蓄積の上に行われるものであるため、現在の所得や消費との関連はさほど強くないのである。第3の理由は、社会関係や社会参加などは、金銭的な制約に規定されないという可能性である。

図4は、相対的貧困以外の7つの社会的排除指標を所得階級別の平均値でみたものである。これで見ると、基本ニーズ (BHN)、物質的剥奪、主観的貧困は、所得階級があがるとともに下がっていくが、社会参加、制度からの排除は、そのような傾向はみることができず、図3のモデルを彷彿させる結果となっている。

<図4 社会的排除指標と所得階級>



4. 3 被排除リスクと属性

<表6 被排除リスクと属性>

次に、どのような人々が被排除のリスクが高いのかをみてみたものが表6である。まず、女性と男性を比べると、男性のほうが殆どの次元で被排除である割合が高く、社会関係の

欠如と主観的貧困では、その差は有意にでている。一般的には、女性のほうが社会的弱者と考えられているが、基本ニーズや物質的剥奪においても、女性は男性より排除の度合いが少ない（または同等）である。むしろ、社会関係や家計のマネジメントという点では、女性は男性よりも恵まれている。

高齢者の所見も興味深い。先の EU との比較でもみたように、所得ベースの相対的貧困を用いた分析では、高齢者の置かれている立場は勤労世代よりも厳しい。しかしながら、社会的排除指標においては、社会参加の欠如が他のグループに比べ多いものの、基本ニーズや物質的剥奪、社会関係などにおいては、有意な差はみられない。逆に劣悪な住環境におかれている割合は、他のグループよりも有意に少ない。単身高齢男性と単身高齢女性は、サンプル数が少ないこともあり、結果の読み方には注意しなければならないが、女性においては、明らかに相対的貧困である割合はほかより多いが、社会的排除の多くの次元においては、他のグループよりも少ない。男性においては、社会関係と物質的剥奪が有意に高い。

有子世帯は、すべての指標において、社会全体の平均を下回っている。特に、住居と社会参加については、ほかより排除されている割合が有意で低い。

興味深いのは、ライフイベントを表す2変数（15歳時の生活意識（5段階）が「苦しい（最低）」、解雇（勤め先の事情による失業）経験）である。これらは、他の変数（例えば、現在の所得による貧困ステータス）よりも、はるかにくっきりと現在の社会的排除状況に影響している。15歳時の生活状況は、制度からの排除と主観的貧困を除き、すべての社会的排除指標に影響している。また、3つ以上の排除が重なっている人の割合は、32%にもなる。解雇経験は、現在の相対的貧困には影響していないが、そのほかの社会的排除指標（制度からの排除を除く）には全て影響している。これらのイベントが、どのような Path を通って、現在の社会的排除に影響するのかを解明することが、今後の重要課題である。しかし、この結果は、現在の日本社会が、現政権がキャッチフレーズとする「再チャレンジ」ができる社会とは、ほど遠いことをしめしていよう。

5. 最後に—ここから何が導き出されるのか—

日本における社会的排除の計量分析は、まだ始まったばかりである。ここでは、その初期の成果として、社会調査を用いた社会的排除指標の構築と計測の試みを紹介した。この試みから得られた知見は主に三つある。第一に、社会的排除のリスクが高いとしてクロージアアップされる人々のプロフィールは、男性、50歳代、単身男性、仕事がない人々（主婦と退職者を除く）である。彼らは、特に社会関係や社会参加が希薄であり、場合によっては、基本ニーズや物質的剥奪などの次元においても欠如・剥奪状態にある。第二に、ライフコースにおける様々な過去の不利が、現在の社会的排除に結びつく可能性が高いことである。過去の不利とは、解雇経験、離婚経験、病気・怪我の経験などであるが、15歳時の

経済状況という極めて人生の初期の段階における不利も現在の社会的排除に影響している。第三に、低所得であることは、社会的排除のメルクマールとしては機能しないことである。第一の知見で発見された潜在的な被排除者は、必ずしも所得ベースで貧困であるわけではない。また、第二の知見で言及する様々な過去の不利は、必ずしも現在の低所得に結びついているわけではない。さらに、低所得と他の次元の社会的排除との関連性も薄い。

これらの知見から、社会的排除が、従来の所得ベースの貧困とは異なる事象であることが改めて確認されたといえよう。社会的排除は、所得という *medium* を通さずに、過去からの不利が蓄積された結果として起こりうる。それは、早くは、15歳時、高等教育に達する前から蓄積されるものなのである。このことは、現在の日本社会が、現政権がキャッチフレーズとする「再チャレンジ」ができる社会とは、ほど遠いことをしめしていよう。研究者としてのわれわれの課題は、過去からの不利が、どのような経路を通して、現在の社会的排除に影響するのかを解明することである。このようなプロセスを得て初めて社会的包摂が可能な政策を立案することができるのである。

排除されているのは誰か？－「社会生活に関する実態調査」からの分析

菊地英明（国立社会保障・人口問題研究所）

1.はじめに

本稿では、(1)（前二年度の研究を踏まえて）我が国の実情に即した社会的排除指標とは何か、(2) 社会的包摂政策がいかなるものであり得るかを把握すること、(3) X市調査を踏まえ、我が国において社会的排除がどの程度生じているのか（あるいは生じていないか）、生じているとすれば、排除されているのは誰か、という3つの問いに解答を与えることをめざす。

社会的排除論は、近年、特に欧州で主流となっている議論である（本稿では主にイギリスにおける議論に依拠する）。この「社会的排除」概念が広まって以来、今日に至るまで、貧困や不平等とがどう異なるか、という問いが投げかけられてきた。社会的排除概念が様々な用法をされることもあって、その問いへの解答は様々であり、全ての者を満足させることのできる解答は未だに存在しない。

また、欧州起源の議論であるため、欧州的な文脈について理解・検討することが欠かせないが、少なくともそこでは、従来の福祉国家のあり方の問い直しと関連した概念として用いられていることは確かである。なぜなら、本稿を通して詳しく述べるとおり、福祉国家が社会的排除の原因の一端となっており、従来の福祉国家の諸政策を通しては、それに対して有効に解決することができないと指摘されている。この意味において、貧困や不平等は、福祉国家が介在・存在しなくても存在しうるが、社会的排除は福祉国家以後の現象である。そこで、従来の福祉国家モデルに代わって、福祉国家を社会と協働する一つの主体と位置づけ、排除に直面している諸個人ないしはコミュニティを（全体）社会に包摂するアプローチ（社会的包摂）が提唱されるに至ったのである（これを福祉社会－包摂－協働モデルと呼ぶことができるだろう）。

本稿は、以下の構成を取る。2では、社会的排除論が欧州で生まれ、主流化した背景を、脱工業化・グローバル化・福祉国家の介入に焦点を当てて説明する。3では、社会的包摂政策の実態を、地域再生・人的資本の形成支援・所得保障の三つに分けて検討する。4及び5では、以上を踏まえて、わが国にのける社会的排除の実情を、「社会生活に関する実態調査」のデータを踏まえて分析する。

2.社会的排除論の欧州的背景

2.1.社会的排除の概念図式

社会的排除概念を図式化し、貧困概念等との区別を行ったものとしては、Berghman（1995）が非常に有名である（表1）。そこでは、社会的排除の認識論的な特徴として、「包括性」と「過程」の二つが指摘されている。具体的には、前者について「単次元的一多次元」の極を設け、後者について「静態的一動態」の極を設け、二つの軸をクロスしてできた4つの類型を用いて説明がなされている。その上で、静態的一単次元な認識を「貧困」、動態的一単次元な認識を「貧困化」、静態的一多次元な認識を「相対的剥奪」、動態的一多次元な認識を「社会的排除」と分類する。この図式では、「貧困」「相対的剥奪」概念は克服されるべきものとして、逆に多次元の把握と時系列的把握をうたう「社会的排除」は理想的な認識概念として描かれている。

ただし、この図式はあくまでも観察者から見たときの認識枠組を洗練させる、という立場から提起されたものである。このため、この図式だけ取り出して社会的排除論を紹介すると、社会変動の有無や程度とは無関係に（＝たとえ社会的排除が実態を伴わない「から騒ぎ」だとしても）、

「社会的排除」について論じることが可能である、との誤解を与えかねない。仮に誤解が生じると、社会的排除概念が貧困とほぼ同義で用いられ、特定の政策や主張に対する支持を獲得するための言説的資源として用いられる可能性が生じる。また、特に海外では、貧困の動態分析の蓄積があり（パネル調査には数十年間の歴史がある）、社会的排除概念を用いる必要がなくなってしまう。

表 1 貧困と剥奪の概念図式

観察対象・観察の枠組	静態的（結果）	動態的（過程）
狭い	所得の貧困	貧困化(Imperishment)
広い	多次元的な剥奪	社会的排除

出典：Bergman(1995:21)

2.2.福祉国家システムの誕生－市場と福祉国家との協働・好循環

いわゆる福祉国家システムとは、ケインズ主義的経済政策（有効需要創出）とベヴァリッジ主義的社会政策（正統性・忠誠の確保）、利益集団自由主義とが組み合わせられたシステムとして理解することができる（武川 1999: 71）。

ケインズ主義的経済政策は、有効需要ならびに雇用を創出するために市場に介入するものであり、石油危機期まではうまく機能してきたものと理解されてきた。一方のベヴァリッジ主義的な社会政策は、安定した雇用（第二次産業を中心とする、男性中核労働者が従事）と、家族（男性が稼得し、女性が妻・母として家庭内でケアを行う性分業体制）とを前提としてきた。また、ここでは、完全雇用の実現によって、現役時の日々の生活費・老後に向けた社会保険料の拠出・将来の労働力である子どもの養育費用の三つの費用の捻出に十分な給与が与えられるとの想定がなされていた。国民の側から見れば、市場のメンバーシップの獲得（就業）を通して、福祉国家のメンバーシップ（社会保険の受給権）が得られる構造である。

例えば、ベヴァリッジ報告では、稼得所得によって、夫婦の生活費と子ども 1 人の養育費を捻出するのに十分であるという前提が置かれており、これにしたがって、当初の家族手当は 2 人目以降の支給となっていた。また、社会保険によって老後の生活費の必要などの定型的なリスクは十分にまかなえるとの想定がされていた。さらに、公的扶助・失業給付は、比較的少数の低所得者が短期間だけ受給する例外的な制度との位置づけがなされていた。

2.3.新しい貧困概念の登場－相対的剥奪と社会的排除

1970 年代に、貧困概念を洗練させる二つの動きがあった。それは相対的剥奪と社会的排除である。それは、2.2 で述べた福祉国家の理想が未だ実現していないと見るか（相対的剥奪論）、福祉国家体制自体が逆機能が生じていると見るか（社会的排除論）という、福祉国家に対する認識の相違を反映したものだと考えることができる。ここでは相対的剥奪論を取り上げ、社会的排除論は 2.4 で論ずる。

相対的剥奪論は、再分配の拡充、というアングロサクソンの伝統を背景としつつ（Jordan 1996）、実践的な目的と結びついた認識図式である。タウンゼントは 1965 年の『貧困者と極貧者』（Abel-Smith and Townsend 1965）で、ベヴァリッジ体制のもとでも貧困者が依然として多く存在しており、特に子育て中の貧困者の問題が深刻であることを示した（いわゆる「貧困の再発見」）。この「貧困の再発見」は、彼らが 1965 年に CPAG（Child Poverty Action Group）を創設するきっかけとなるとともに、後の家族手当支給額の引き上げにつながった。さらにいえば、後で検討する社会的包摂政策においても、特に子育て世帯を対象とした、就労インセンティ

ブに配慮した所得保障の拡充がなされるきっかけを作ることになる（3.2を参照）。

『貧困者と極貧者』での貧困線は、各種加算・控除を加味して、当時の公的扶助（補足給付）水準の1.4倍相当に設定された。これに対し、1970年代以降のタウンゼントの相対的剥奪（relative deprivation）論は、より説得力のある貧困の基準（貧困線）を導出することを一つの目的としている（Townsend 1974, 1979）。この議論は、所得（生活資源）の欠如が、広く社会一般に共有される生活様式を構成する活動（社会参加、政治参加、消費）の剥奪を生む、という、比較的単純な因果図式に立脚している。その上で、相対的剥奪度を求める手続きは様々な生活領域に属する複数の剥奪指標を選定し、剥奪度と所得との相関をグラフで示し、閾値（threshold、広く社会一般に共有される生活様式が営めなくなる点）を求める¹。この点は、政策的介入を行う基準・根拠となる、一種の貧困線であり、現行の公的扶助基準の低劣さを示し、その是正を求める政策的インプリケーションをもつことになる²。

2.4. 社会的排除概念の主流化とその背景

2.4.1. 福祉国家システムの揺らぎと社会的排除の主流化

1974年に社会的排除概念を初めて用いたのはフランスのルノワールである（Lenoir 1974）。これは、社会的不適応者、薬物中毒者、高齢者、障害者などの「社会全体に影響をあたえることのない周辺的な現象にかかわる」ものとして（Bhalla and Lapeyre 2004=2005: 3）、いいかえれば被排除者を社会への不適応者ととらえる、社会病理学的、逸脱論的な認識がなされていた。

その後、脱工業化やグローバル化という二つの社会変動によって、特に単純労働力の雇用機会喪失が顕著になった。また、スキルの相対的に低い若年者の、教育から職業への移行が円滑ではなくなり、若年失業率が高まった（Jones 1992=2002）。このような雇用の喪失・不安定化によって、福祉国家が前提とするライフコース—長期間の正規就労者としての就労と、それによる長期間の社会保険料の拠出—が揺らいだ。

このような状況下で、（特に先進諸国では）社会的排除という認識が急速に広まった。その背景には、脱工業化やグローバル化といった外在的な社会変動が発生したことに加え、そのような社会変動に対して従来の福祉国家が有効な政策的介入を行えないどころか、かえって人々の困難を拡大させている、という福祉国家を自己言及的に問い直す動きがあったことも関係している。当時、雇用情勢の悪化を背景に公的扶助や失業給付の受給者が増加し、そのことが給付への依存ととらえられるとともに、財政負担の増加も問題となった。また、2.5で見るとおり、従来からの福祉国家の施策が、特定の集団・地域を社会のメインストリームから追いやるように機能してきたことも指摘されるようになった。その上で、3で見るとおり、社会的排除の解決手段、および目的として、社会的包摂を掲げ、福祉国家の政策的介入のあり方を変化させる、あるいはポスト福祉国家の社会構想を模索する動きが活発になったのである。

2.4.2. 多次元的・動的な把握の必要性

では、2.1でみた、多次元的・動的な認識図式が、なぜ社会的排除論において要請されるのであろうか。

第一に、排除の多次元性について。現代社会では、失業や不安定雇用が、単なる所得貧困だけでなく、福祉国家のメンバーシップ（主たるものでは社会保険の受給権）の喪失にもつながる。さらには、ある集団・コミュニティの隔離・マージナル化という形の困難も見られる（2.5を参照）。このように、排除の多次元性は、ある領域での剥奪が別の領域へ連鎖してしまうこととして理解する必要がある。

第二に、相対的剥奪論は、低所得が剥奪を招くという、単純な因果モデルを取るのに対し、社会的排除論は、動的な過程に注目する。もちろん、タウンゼントは社会集団、地域などの差違について認識していたが、なぜ低所得なのかについての議論が欠落したまま、相対的剥奪に關す

る議論を行うことは可能である。排除が動的な過程であるということは、様々な不利益が人生の各段階ごとに累積したり、時には不利益が前の世代から継承される過程に目配りしながら議論を行うことが重要だということと関係する。国家のメンバーシップの喪失（社会保障の受給権の喪失）の前段階には、雇用機会の喪失・頻繁な失業があり、さらに前段階には、不利益な生育環境（生まれた世帯の貧困や、コミュニティの隔離に起因する低水準の教育達成）がある。このことは、国家が雇用を保障することが困難になりつつあることと関係して、人生の早期における政策的介入を促す根拠となっている。排除論が優れているのは、単純な因果論ではなく、相互依存、世代間継承について目配りする必要を説いたところにある。

2.5.福祉国家によってもたらされる社会的排除

2.5.1.移民労働者のインナーシティへの集中

社会変動の影響は、全ての者に一様に生じるわけではなく、特定の地域・社会集団に集中することも多い (Byrne 2005: chap.6)。その背景には、政策的介入における差別、ないしは不作為が介在することもある。そのことを政策的介入が招く社会的排除と呼ぶことが可能である。

欧州の場合、社会的排除現象の典型として、移民労働者や、彼らが集中するインナーシティが挙げられることが多い。第二次大戦後の欧州各国では、旧植民地等から、経済成長に不可欠な非熟練・低賃金労働者として、移民を大量に受け入れた³。移民労働者の多くは通勤に便利で家賃の安いインナーシティのスラムに集住するとともに、失業・貧困に直面することが多かった。

イギリスでは、彼らの境遇を改善するために、人種差別の禁止や、階層上昇の機会の保障（教育・住宅政策など）が図られたが、意図した効果をあげていないとの指摘が 1970 年代後半までの間になされるようになった。教育政策の場合、移民の子どもの多くが、学業不振などの問題を抱えるとともに、若年失業率は 1980 年代の最悪時に 20 % 近くに達し、中でも移民の失業率は特に高かった。住宅政策の場合、移民の分散を目的とするスラム除去が、かえってインナーシティの別の公営住宅への相互のつながりを欠いた形での集中・空間的隔離と、従来のスラムで存在していた職業紹介などの相互扶助ネットワークの弱体化などをもたらし、彼らの機会喪失を招いた (富岡 1992: 522)。

2.5.2.福祉的介入の縮小と民営化の影響

1979 年に成立した保守党のサッチャー政権は、折からの経済停滞や失業率の上昇の根本原因が、社会の最底辺にいる「アンダークラス」が内面化した、努力や勤勉さに価値を求めない、逸脱的な文化にあるとした。したがって、その根本的な解決には、福祉国家による「貧困の罟」を伴う社会保障や、高すぎる賃金の抑制が必要だとして、公的施策の縮小や市場化を行った。

そこで掲げられたのが、悪い環境から離脱しようとする意欲と能力にあふれる「能動的な市民」に対する、「選択権」の保障、である (Burden and Hamm 2000: 191, Whitty 2002=2004: 114, 小堀 2005: 63)。その結果、確かに一部の者の状態が著しく改善された一方で、彼らのコミュニティからの流出を招き、残された大多数の者の状況の悪化を招く悪循環が生じた。その典型が、中央から地方への補助金削減によって、施策の水準が低下した教育政策⁴と住宅政策⁵である。

2.6.補：途上国での社会的排除

バラ／ラペールは、福祉国家でなく、工業化も進んでいない途上国の分析にも、社会的排除概念が有効であるとした。なぜなら、経済のグローバル化の波が途上国にも襲っており、多くの人々（主に農村からの（かつての）出稼ぎ労働者）がインフォーマル・セクターでの活動に従事せざるを得ないからである。

ただし、社会的なつながりは、経済発展が強まるほど弱体化するという（逆に発展途上国では、資源の分配の問題の方が深刻である）。事実、社会保障が未発達な発展途上国では、インフォーマル・セクターにおける人々のつながりは密接で（＝高い社会関係資本）、相互扶助が広範に行

われている。本書では社会的包摂の具体策については突っ込んだ議論は展開されていないが、特に先進国において、社会的なつながり（ネットワーク・社会参加）の再構築が肝要なことが示唆されている（菊地 2006 を参照のこと）。

3.社会的包摂政策の実際－福祉社会へのまなざし

3.1.福祉国家の再定義と「コミュニティ」への権限移譲－パートナーシップ方式

以上で見た通り、西欧における社会的排除は、脱工業化・グローバル化による雇用の喪失・不安定化と、不適切な政策的介入とが複合して生じた現象として理解できる。したがって、社会的排除への対応としての社会的包摂政策として、インナーシティの衰退地域の再生（雇用の創出を含む）、失業者などの人的資本形成（＝労働市場での商品価値を高める）（→ 3.2）、社会保障制度の再構築（＝低賃金・不安定雇用でも貧困が再生産されないような所得保障の整備）、（→ 3.3）の三つを考えることができる。

衰退地域の再生のために、イギリスでは、1960年代の労働党政権期からスラム除去などのハコモノ重視の施策が展開された（それがマイノリティの空間的隔離につながった、との批判は既に検討した）他、保守党政権期には民間活力を導入する形で実施されており、そのための補助金プログラムとして、例えば「シティ・チャレンジ」が創設されたが、十分な効果を挙げたわけではなかった。（中島 2006: 24）。

これに対して労働省のブレア首相は、省庁を横断した社会的排除対策の組織として、社会的排除対策室 (Social Exclusion Unit) を 1997 年に創設した。そこでは、地域再生をコミュニティの再生・再構築と関連づけ、全体社会の中からの隔離・切断状態を解決することを社会的包摂の一つの内容とした。パートナーシップ方式と言われる施策が広くとられることとなった。この手段を用いた施策は、保守党政権時代から存在したが、中央政府と民間企業との間で築かれたものに過ぎなかった（自治体国際化協会編 2004: 11-12）。ブレア政権下でのパートナーシップとは、ボランティアセクターやコミュニティセクターなど、地域に関係する者が、自らの問題として参画するものを意味しており、自治体・NPO・民間企業等、各主体間の関係はあくまでも対等なものとする（このことに対して、しばしば、ガバメントによる権力的な介入から、地方政府・NPO・企業の協働によるガバナンスへ、という図式が描かれる）。

パートナーシップ方式が採用される背景として、脱工業化・グローバル化の中で、福祉国家が国民の生活、特に雇用に対して直接的な責任を取ることが困難になりつつあることが挙げられる。このため、雇用創出を含めた地域再生を当該地域／コミュニティの自発性・創意工夫に委ね、それらに諸権限を委ねるとともに、問題への対処に資するよう、補助金⁶を支出することに役割を限定することになる。

3.2.人的資本の蓄積支援－若年失業者対策とパートナーシップ方式

既に述べたとおり、失業者・不安定就業者（特に若年層の問題が深刻である）の増加に対し、国家が雇用保障の形で直接的な責任を取れるわけではない。特に若年失業者・無業者に対しては、彼らの人的資本形成・蓄積を支援するアプローチが採用されている。若年失業者対策としては、1998年4月より実施されている「若年者へのニューディール」(New Deal for Young People: NDYP, 47 地域)が、若年無業者 (NEET) 対策としては 2001 年から本格実施された「コネクションズ」政策がある。これらに特徴的なのは、職業訓練の事業に、地方当局・雇い主・ボランティア団体などからなるパートナーシップ方式が取られているところである（堀 2006: 18）。

3.3.公的扶助改革－子どもに重点をおいた所得保障の充実

就労しても満足な所得が得られない、いわゆるワーキング・プアの問題は、脱工業化、グロー

バル化を背景にした非正規雇用の増加などを背景に、わが国で現在深刻な問題となっている。彼らに対して公的扶助を支給することは、依存や財政への負荷といった問題を招くためにタブー視されがちであるが、イギリスでもかつては現役世代の公的扶助に対しては、「ウェイジ・ストップ」のような流入抑制の仕組みがあった。

しかしながら、単なる福祉給付の打ち切りによって、子どもが貧困な家庭に育つことになると、教育機会等を含めて、将来の子どもの機会が奪われることが危惧された。ウォーカーらなど CPAG の研究者が行った、「子ども期の貧困が社会的排除の原因となる」との因果帰属は、その典型であり、だからこそ、ブレアは、(ブラウン財務相のイニシアチブによるところが大きいと言われるが)「子どもの貧困を 2020 年までに撲滅する」と述べた(檜原 2005: 626)。

したがって、現役世代、特に子育て世帯に対しては、スピーナムランド制のような形で、非正規雇用・低所得を前提とした所得保障を充実させつつ、就労インセンティブも確保した制度が必要とされた。具体的に導入されたのは、還付付き税額控除である。従来 of 制度のもとでは、免税点以下の者は課税されない代わりに、貧困・失業の罨とスティグマを伴う公的扶助の給付が行われてきた。これに対して WFTC (勤労所得税額控除、1999 年 10 月導入)以降の還付付き税額控除は、子どものいる低所得者の所得と免税点との差額の一部を、スティグマを伴わない形で給付する、「負の所得税」的な制度である。2003 年 4 月からは、勤労世帯・不労世帯を問わない児童給付 (Child Benefit) , 児童税額控除 (CTC: Child Tax Credit) へと改革が行われた (また、WFTC から勤労税額控除 (WTC) への制度改正により、子どもの有無は問題にされなくなった)。

3.4. 小括

このように、社会的排除は、社会変動と政策的介入とが複合して生まれた、つながりの切断と、それによって人々が被る不利益のことを指す。社会的包摂政策は、福祉国家の再分配 (政策の改革。福祉国家が原因の一つであることを示す) と、福祉社会の構築 (福祉国家の介入の限界を示す)、という折衷アプローチである、というのが今日的な到達点である。国家だけでできるものではない (むしろ、積極的に国家の責任を減少させている)。また、雇用・労働・社会保障に限定された政策的介入ではなく、都市や地域の再生とも大きく絡んでいる。それはハコモノのようなハードというよりは、ソフトの面であるから、人々の参加が重要となるのである。

4. 社会的排除指標の設定にまつわる諸問題

4.1. X 市調査の概要と特徴

「社会生活に関する実態調査」は、東京近郊の大都市 X 市のうち、いくつかの地域を対象に、住民基本台帳から成人男女 1,600 人を無作為抽出して質問紙法によって行った (有効回答数は 584、回答率 36.5 %、調査実施は 2006 年 2 月)。

本調査は大きく分けて二つの特徴を持つ。第一に、社会的排除の要素である「多次元的な剥奪」の実態を把握するために、所得や回答者の属性に限らず、公共サービスの利用や停止状況、社会・政治参加など、生活にまつわる諸領域について幅広く調査している。第二に、本調査では、ライフヒストリーに関する回顧データの収集 (就職・転職・離職・結婚・離婚・子どもの誕生・大きなけがや病気) を行っており、(結果としての貧困・相対的剥奪にとどまらない) 社会的排除の過程を動的にとらえることが可能である。生活史に関する質問項目がある調査 (質問紙法) の先行事例としては、近藤博之らによる「ライフヒストリーの計量社会学的研究」(近藤編 2005) があり、そこでは階層間移動の把握・分析が行われているが、「社会的排除の把握」と銘打った量的調査は、わが国では本調査がおそらく初めてであろう。

4.2.質問紙法のメリットとデメリット

本調査は、既に述べたとおり、郵送留め置き質問紙法によって実施された。このことにより、大量のサンプルからなるデータを比較的容易に収集できること、計量分析が行いやすいこと、等々のメリットが得られる。その一方で、本調査には下記に述べる通りの限界があることも事実であり、今後さらなる工夫が必要とされることである。

4.2.1.住民登録の問題

第一に、対象者を住民基本台帳から抽出しているため、何らかの理由によって住民登録されていない人びとは、調査の対象から漏れてしまう。社会的排除論の観点からは、特にエスニック・マイノリティや広義のホームレス（野宿生活者、住所不定者など）の生活実態・ライフヒストリーの把握ができることが望ましい。前者について言えば、X市における平成18年3月末における外国人登録者数は約2万8千人である。わが国におけるエスニック・マイノリティの典型が在日朝鮮・韓国人であり、特にX市は戦前からの工業地帯ということもあって、その人口が比較的多い。しかしながら、住民基本台帳よりサンプルが抽出される本調査では、対象から漏れてしまうことになる⁷。従来、社会的に排除された人々の生活実態・ライフヒストリーを把握する上では、聞き取り調査（多くても数十～百ケースにとどまることが多い）が用いられることが多かったのは、住民登録の問題をクリアすることが背景にあったと思われる。

4.2.2.回収率・無回答者の問題

既に述べたとおり、質問紙法には、大量のサンプルからなるデータを比較的容易に収集できるというメリットがある。しかしながら、個人情報をめぐる意識の高まりを背景に、近年の質問紙調査の多くは、回収率の低下に直面している。本調査でも、大都市部の成人のみを対象としていることもあって、回収率が3割台にとどまっている。回答者の年齢構成は、20代16.8%、30代19.2%、40代14.9%、50代17.1%、60代16.3%、70代以上15.8%である。

なお、回答をチェックしていく過程では、無回答（特に所得データ）、記憶の欠落、記述の矛盾がいくつか見出された。例えば、「結婚したことがないのに、離婚したことがある」といった回答がそれに当たる。ただし、それを人間の記憶力の限界に求めるべきかどうかは、判断に苦しむ。例えば、個人的なライフイベントへの主観的な意味づけとしても理解できるからである。

4.2.3.ライフヒストリーの問題

本調査は、生活史に関する回顧データ（就職、離職、結婚、離婚、子どもの誕生、大きなけが・病気）を収集することを特徴とする。また、この他に、15歳当時の世帯・家計の状況に関する設問や、失業・貧困に関する経験は質問票に入っている。

これは、社会的排除論が重視する、不利益の累積や世代間継承について明らかにするためである。ただし、本調査における対象は、回答者本人のそれに限られている（本来ならば、世帯全員の情報を収集することが望ましい）。また、階層間移動の把握についてもデータが不十分である（そもそも社会階層の移動を念頭に置いていないためである）。

4.3.社会的排除の諸領域と、指標の設定

ここで、本稿を述べてきた議論を踏まえて、我が国における社会的排除—社会的包摂の実態について、ラフな分析を試みることにしよう。既に述べたとおり、社会的排除とは、脱工業化・グローバル化・不適切な福祉国家による介入が複合して発生する現象であり、多次的な剥奪を伴う。逆に社会的包摂は、脱工業化・グローバル化を前提にしつつ、コミュニティ・福祉社会主導の地域再生、人的資本の形成、（特に貧困の再生産を防止するための）所得保障とによって目指される。

そこで本稿は、仮に所得貧困、消費、社会参加・政治参加、社会保障制度の4つの領域に分けて、社会的排除の実態を検討することにしたい。それにあたって社会的排除の観点から特に注目

すべきは、(1) 所得貧困と稼働の関係－ワーキング・プアの問題、(2) 子どものいる世帯の直面する困難について、(3) 公的扶助・児童扶養手当受給層の状況である。

5. 社会的排除の分析

5.1. 所得貧困の分析－社会的排除の領域(1)

本稿を通して繰り返し述べているとおり、社会的排除概念は、所得貧困とはイコールではない。しかし、(特に貧困の再生産の防止という観点からしても) 一定の所得が全ての世帯に保障されていることは重要である。そこで、ここではまず、等価世帯所得を算出しよう。これは、同じ所得だとしても、世帯規模によって消費水準が異なってくることを反映したものである。具体的には、等価可処分所得＝世帯所得／世帯人員の平方根(√)、という形で算出される。

ここでの「世帯」の定義は、同居・別居を問わず、同一家計かどうかによって行っている。各構成員のうち、家計が同一かどうか聞く設問(問 40_X_8 (X-2-8))において、同一(1)と回答した者について所得を合算した。

ただし、所得については無回答の者が多く、その者は欠損値として扱われる。なお、本人のみ無回答だった場合については、本人の職業(問 40_1_3)が専業主婦(主夫)(5)またはその他の無職(6)の場合は、0万円とみなした(本人は20歳以上である。)。また、2人目以降は、所得が無回答だった者のうち、職業(問 40_1_3)が専業主婦(主夫)(5)またはその他の無職(6)の場合は、0万円とみなすとともに、学生(4)で、年齢が18歳未満の者は0万円とみなした。

その結果、等価世帯所得の中央値は、276万円となった(N=457名)。相対的貧困(相対的剥奪とは明確に区別される)を、所得の中央値の50%以下と定義すると(これは国際的に広く使われる定義である)、貧困線は138万円となる。これを下回る相対的貧困者は69ケース(世帯)である。これは457名中15.1%(あるいは584名中11.8%)に相当する。

現在の暮らし向きについての主観的評価(問 3)をみると、「苦しい」は58名(9.9%)であり、これと相対的貧困とをクロスすると、5%水準で有意である。このことから、貧困に関する主観的評価・客観的評価はある程度符合することが分かる。

5.2. 所得貧困に陥っているのは誰か

従来の社会保障の焦点は、引退した高齢者の貧困(の回避)にあるが、社会的排除論の視点からは、(特に子育て中の)働く貧困世帯(ワーキング・プア)、言い換えれば現役世代の貧困も問題である。そこで、ここでは、5.1で求めた相対的貧困基準を用いて、だれが所得貧困に陥っているか、簡単な分析を行うことにする。

各変数と相対的貧困とのクロス集計表を男女別に行ったところ、表2が得られた。ここから、貧困率が高いのは、高齢者(60代以上)、中卒者、非就労者、単身世帯であることが分かる。

このため、相対的貧困と、性別、年齢(10歳刻み)、就労形態、学歴、非稼働世帯か否か⁸の各変数との関係を探るべく、重回帰分析を行った(表3)。このうち、1%水準で有意となったのは非稼働世帯か否かだけであった(ただし、調整済み決定係数からして、当てはまりのいい回帰式ではないことを留保する必要がある)。なお、15歳時の暮らしが「大変苦しい」と回答した者が相対的貧困に陥るリスクが有意に高かった(5%水準)。

また、非稼働者のみの世帯の約半分が相対的貧困だったのに対し、稼働者が1人でもいる世帯の相対的貧困率は5%程度に過ぎない。いわゆるワーキング・プアは、全体の中では少数派であり、貧困者(世帯)の多くは非稼働世帯である。このことは、貧しい世帯の多くは(健康に問題がなければ、たとえ高齢者でも)働かざるを得ないということ、逆に言えば、働けば貧困線上に浮かび上がることを意味している。結局のところ、高齢者は非稼働者が多く、非稼働者が相対的

貧困に陥りやすい（逆に、高齢者でも稼働世帯は貧困になりにくい）としたら、高齢期の所得保障に何らかの改善が必要であることを意味する。単なる若年者重視の社会的包摂政策では不十分であり、結果の平等についても考慮する必要があるということになるだろう。

5.3.最低限の衣食住－社会的排除の領域(2)

5.3.1.最低限の衣食住の確保について

最低限の衣食住の確保は、貧困・相対的剥奪・社会的排除のいずれの概念にとっても重要な事項である。当然のことながら、所得貧困と密接な関係があることが想定される。

5.3.2.ライフラインの停止と相対的貧困について

水道、電気・ガス、電話・携帯電話、その他の、いわゆる「ライフライン」について、過去1年間にいずれかの停止経験を持つ者は41名（7.0%）であり、このうち前三者（全39名）の関係を示したのが図1である。

ここから分かるように、停止されたライフラインの多くは電話・携帯電話であり、水道や電気・ガスを止められた者のほとんどは電話についても停止経験がある。

ライフラインの停止経験と相対的貧困との関係を分析したところ、意外なことに統計的に有意にはならなかった。電話・携帯電話のうっかり停止（口座残金不足）が関係している可能性が高い。逆に、水道、電気・ガスのいずれかの停止経験について言えば、統計的に有意である。水道や電気・ガスは文字通り「生命線」であるため、よほどのことがないと事業者が停止を躊躇するであろう。にもかかわらず停止された者は、文字通りの極貧・排除に直面していることになる。

5.3.3.食料・衣食の購入不能経験について

食料(q8)、衣料(q9)の購入不能経験について、いずれも「よくある」「時々ある」のみを抽出し、相対的貧困との関係を分析したところ、食料(60名)は1%水準で有意、衣料(113名)は有意ではない結果となった。また、衣食ともに購入不能（よくあるまたは時々ある）と答えた者は53名（9.1%）おり、1%水準で有意となった。

5.3.4.家賃の滞納について

家賃の滞納状況（問6）で、「よくある」「時々ある」「まれにある」と回答したのは4.3%（25名）である。「全くない」（賃貸居住者）が31.3%、「非該当」（持ち家居住者）が63.2%となっている。

5.3.5.補：低所得者向けの社会保障給付の受給者の状況

ここで、低所得者向けの社会保障給付の受給状況と、彼らに最低限の衣食住が確保されているかどうかを簡単に見ていくことにしよう。ここで取り上げるのは生活保護・児童扶養手当・障害年金である。受給者はあわせて16名であり、生活保護の受給者は6名（うち児童扶養手当との併給2名）、児童扶養手当受給者4名（うち生活保護との併給2名）、障害年金9名（生活保護との併給1名）となっている（詳細は図2参照）。

これらの受給者のうち、ライフライン停止経験、家賃滞納経験をもつのは4名である。ただし、過去1年前まで遡った経験を聞いているため、ライフライン停止経験がある生活保護受給者（2名）は、最近になってから保護が開始された可能性が高い。

5.4.消費－社会的排除の領域(3)

5.4.1.社会的慣習としての消費

前述した相対的剥奪論は、そもそも準拠集団論を理論的バックボーンにしていた。準拠集団論は、価値観や意思決定の根拠となる集団（準拠集団）が、自らの所属集団と論理的には別のものであり得ることを説く。その上で、大衆消費社会においては、自分の所属階層よりも上の階層が

準拠集団となり、消費に対する不充足感＝相対的剥奪感を常に抱き続けることになる（直井 [1974] 1997）。

このように主観的な議論であった相対的剥奪論を、タウンゼントは、何かを所有しているか否か、何らかの行動を取るか否か、という外部から観測が容易な客観的な事象を扱い、それと所得との関連を論ずる議論にシフトさせた。一方でこのことによって、持っていないという客観的な事実が、欲しいのに持てないことによるのか、そもそも欲しくないことによるのか、という主観レベルの議論を要請することになったのである（柴田 1997）。なお、この議論は、本調査の質問紙の設計にも反映されており、「持っていない」という回答を、さらに「欲しくない」と「経済的に持てない」とに区別している。その上で、広義の社会的慣習に関わる消費と関連する以下の質問を取り上げ、分析することにした。

5.4.2.消費についての分析

以下の3項目について、いずれかに該当するのは、19.5%（114名）である。

文化的な生活

問10の1-6では、「年1回以上の下着の購入」「正月祝い」「冠婚葬祭への出席」「友人等に会う」「新聞の定期購読」「インターネットの利用」の実行の有無について問うており、それぞれの選択肢には、「経済的にできない」という項目がある。これらに、「外食」（問11）のうち「月に1回以下・まったくない」（215人、36.8%）と、「泊まりがけの旅行」（問12-1）のうち「経済的事情」によるもの（136人、23.3%）も追加すると、全8項目中、3個以上選択した者は8.2%（48名）となる。

住宅内の設備

問15では、住宅内の設備について、家族専用のトイレ、家族専用の炊事場、家族専用の浴室、家族専用の洗面所、食寝分離、複数の寝室の有無を問うている。それぞれの選択肢に「経済的にできない」という項目があり、全6項目中、2項目以上選択した者は10.8%（63名）となる。

家財道具・家電製品

問16では、テレビ、冷蔵庫、電子レンジ、冷暖房機、湯沸器、電話機、携帯電話、ビデオデッキ、ステレオ、自動車、パソコン、礼服、スーツ、家族全員に十分なふとんの14項目の所有の有無について問うている。生活保護には、受給者にある物の保有の可否を認める基準として、70%ルール（管内の70%の世帯に普及していること）を設けているが、問16の各品目を見ると、自動車（57.0%）以外は、いずれも7割を超えている。

それぞれの選択肢には、「経済的に持てない」という項目があり、全14項目中、2項目以上を選択した者は9.4%（55名）となった。

5.4.3.消費において排除されているのは誰か

表4から、低学歴者、非正規就労者、単身世帯の消費が低調であることが分かる。この消費に関する指標と相対的貧困との相関係数を求めたところ、5%水準で有意になったことから分かるように（表5）、低所得になりがちな属性な者が消費から排除されやすいようである。

5.5.社会参加－社会的排除の領域(4)

5.5.1.社会参加の重要性

社会的排除論においては、脱工業化・グローバル化や不適切な政策的介入によって、特定集団や特定地域が隔離され、就労（コネクションや情報）・相互扶助のネットワークが弱体化する過程が問題視される。政策的介入による空間的隔離の例として、公営住宅が取り上げられることがあるが、本調査の範囲では、問13において公営住宅に居住していると回答したのは、1ケース（0.2%）にとどまった。

これらを踏まえて、本調査において、広義の社会参加と関連する以下の設問を取り上げ、分析

を試みる。

5.5.2.社会参加についての分析

以下の3項目について、いずれかに該当するのは、30.3%（177人）と、かなり多い。

コミュニケーション

対人コミュニケーションについて、会話（問17）と電話・Eメール（問18）のいずれかについて「1週間に1回以下・ほとんど話をしない」と回答した者は、11.8%（69名）である。

同居の家族以外の社会的支援網

同居の家族以外の社会的支援網について、問19では、「病気の時の世話」「家の周りの仕事の手伝い」「人生の相談」「トラブルの相談」「寂しいときの話し相手」「子どもや老親の世話」の6項目について問うている。全6項目のうち、3項目以上について「あまり頼れない」「全然頼れない」を回答した者は、19.5%（114名）であった。

他者からの承認

自らに対する他者からの承認について、「ありのままの自分をみせることができる人」（問20）と「自分の良さを認めてくれる人」（問21）のいずれかについて、「いない」と回答した者は、10.1%（59名）であった。

5.5.3.社会参加において排除されているのは誰か

表6から、男性、低学歴者、非稼働世帯、単身世帯の社会参加が全般的に低調であることが分かる。男性の場合、50代、非正規就労者、単身者の排除率が5割を超えている。

5.6.政治参加－社会的排除の領域(5)

5.6.1.政治参加の重要性

パットナムは『孤独なボウリング』において、市民の自発的な参加によるネットワーク的なコミュニティには、内部におけるつながりを強化する－それによって人々の自立や、人的資本の蓄積が促される－とともに、外部のコミュニティとのつながりを強化する－例えば、就労支援のネットワークの形成が促される－、二つの「社会関係資本」(Social capital)が存在するとし(Putnam 2000: 22)、社会的包摂論においてその涵養の重要性がしばしば言及される場所である。

5.6.2.政治参加についての分析

以下の2項目について、いずれかに該当するのは、13.9%（81名）であった。

投票への不参加・投票からの排除

投票に行く頻度について、問22で「行かない」と回答したのは8.4%（49名）であった。また、既に述べたとおり、「選挙権がない」と回答した者はいなかった。

中間集団からの排除

そこで、「町内会等」（問23）、「ボランティア等」（問24）、「趣味等」（問25）、「宗教団体等」（問26）、「政党等」（問27）、「労働組合等」（問28）からの排除について見ていこう。これらの活動を「あまりしない」「しない」とし、かつ枝問（問23-1～問28-1）において、「関心がない」以外の回答を選択した者について見ていく。このような回答を7項目中4項目以上行った者は、7.7%（45名）である。

5.6.3.政治参加において排除されているのは誰か

表7からは、高学歴の方が低学歴者に比べて政治参加が活発であること、男性の非正規就労者・非就労者や、非稼働世帯において政治参加における排除率が比較的高いことが分かる。

5.7.拋出制の社会保障－社会的排除の領域(6)

既に述べたとおり、社会経済変動の影響で、不安定・低賃金雇用に従事する者が増え、社会保

障への未加入・未納の問題が生じている。たとえ今現在の生活は営めたとしても、この状態が続くと、将来の所得保障・医療保障に影響が出ることになるだろう。

そこで、年金（問 31）・医療保険（問 32）について、未加入者について見てみよう（なお、未加入と無加入との区別が回答上はつきりしないが、ここではいずれも未加入とみなして論ずる）。年金の未加入者は 9.2 %（54 名）、医療保険の未加入者は 4.3 %（25 名）であり、年金と医療保険のいずれかに未加入の者は 10.3 %（60 名）であった（これは相対的貧困と 1 %水準で有意である）。

表 8 からは、若年者と高齢者、低学歴者、非就労者、非稼働世帯、単身世帯の未加入率が高いことが分かる。

5.8.公共サービス—社会的排除の領域 (7)

公共交通機関、図書館などの公共サービス・インフラが特定地域に欠如していたり、特定の人々に使いづらい状況になっていることは、社会的排除の深刻化につながると思われる。

そこで、問 29 では、図書館、スポーツ施設、役所、保健所、公会堂、公園、公共交通機関からの排除について見ていくことにする。「使っていない」のうち、本人の必要・需要に関わる「使う必要がない・使いたいと思わない」を除く、使いにくい・経済的事情・健康上の事情・その他の事情を選択した者について見ていくこのような回答を 7 項目中 4 項目以上行った者は、9.6 %（56 名）である。

表 9 からは、70 代以上の高齢者に公共サービスにおける排除が起きやすいことが読み取れる。ここからは、健康上の理由からこれらのサービスを享受しづらくなっていることがうかがえ、バリアフリー施策の拡充などのインプリケーションが得られるだろう。

6.結論と今後の展望

本稿では、2 及び 3 では社会的排除—社会的包摂論の構図を描き、その中で、不利益が世代間で継承されないよう、子育て世帯への所得保障を充実させる動きが見られることを見てきた。これを受けて 4・5 では、「社会生活に関する実態調査」の初歩的な分析を通してわが国の社会的排除の実態を描こうと努めてきた。しかしながら、少なくとも所得貧困については、本稿の範囲でより見えたのは、ワーキング・プアや子育て世帯の貧困というよりは、非稼働世帯の貧困であった。とはいえ、いくつかの領域において、幼少時の生育環境に恵まれなかった者・低学歴者・非正規労働者・単身世帯がリスクに直面しやすいこと、が確認された。今後、より詳細な分析が必要となるだろう。また、既に述べたとおり、本調査の対象とならなかった人々に、社会的排除により深刻な形で直面している可能性がある。質問紙による量的調査の限界を乗り越える工夫が必要となるだろう。

以上を踏まえて、わが国において、社会的排除を防止し、社会的包摂を促進するような社会保障制度が、どのようなものでありうるかを暫定的な形で述べる。欧州では、脱工業化・グローバル化を踏まえて、非正規雇用・低所得でも生活が維持でき、貧困の再生産を防げるような所得保障のあり方を模索してきた。しかし、わが国ではそのような施策の立ち後れが指摘されている。例えば、生活保護制度の場合、建前上は稼働能力者も対象とする無差別平等な制度だが、実際には稼働年齢層の比率はおおむね下がり続けてきた（現在は 12 %程度である）。被保護者の多くは、非稼働の高齢・障害者であり、貧困の再生産を問題にするべき子どものいる世帯は少ない。

確かに、ここ数年の生活保護改革では、各種の運用改善・改革が行われてきたが、これまで制度の外にいた稼働能力層に対して普遍的に所得補助を行うというよりは、稼働年齢層の受給者を自立させることに力点が置かれている（例えば、2005 年度から自立支援プログラムの策定が全国レベルで開始された）。ただし、既に述べたとおり、稼働層の比率が増加傾向にあるとはいえ、

全体の中で見れば少ないため、「空だき」の印象がないわけでもない。また、生活保護は、補足性原理の影響で、原則として（＝生業扶助を除く）丸裸になった困窮者のみを対象とする狭いものである。さらに、給付水準も最低生活保障原理の影響で、最低限度のものに制約されている。狭く薄い給付によって、自立助長効果を過度に期待することは禁物である。

だからこそ、他法他施策による防貧効果が問われるところであるが、現実には保護と他法他施策との隙間が広く空いている。家族の状況（欠損（母子世帯等々）、単身世帯（現在のリスクであるとともに、将来のリスクでもある））、教育（低学歴）、労働市場（非正規就業、失業）といった因果連鎖や、病気・けが、離婚といった不慮の出来事への対応力の不平等に対して、社会保障制度が是正する力がかなり削がれているように思われる。今後、生活保護の運用の何らかの形での改善か、あるいは全く別の形の施策によって、子どもへの排除を食い止めることを視野に入れた、ワーキング・プア施策が要請される場所である。

1 Townsend は剥奪指標として、下記の例を提起している。

剥奪指標の一例 (Townsend 1979:250)	
特性	人口に占める%
1.この1年に家以外で1週間以上休日を過ごしたことがない。	53.6
2.(成人)この4週間に親戚か友人を家に食事に誘わなかった。	33.4
3.(成人)この4週間に親戚か友人と外で食事をしなかった。	45.1
4.(15歳以下の子ども)この4週間に、友人と遊んだりお茶を飲んだりしなかった。	36.3
5.(子ども)最近の誕生日にパーティーをしなかった。	56.6
6.この2週間に昼から後に遊びに行かなかった。	47.0
7.1週間に4日以上肉を食べなかった。	19.3
8.この2週間に調理しなかった日が1日以上あった。	7.0
9.週のほとんど、朝飯を食べなかった。	67.3
10.家に冷蔵庫がない。	45.1
11.家で通常は(4回に3回)日曜を家族と過ごさない。	25.9
12.家の中に以下の4つの設備がない; 水洗便所、洗面所、風呂・シャワー室、ガス・電気調理室	21.4

2 Townsend は、下記のように公的扶助基準、相対的貧困、相対的剥奪からなる貧困測定を行い、公的扶助基準の低劣さを示した。

三つの基準による、貧困と貧困の境界線上にある者の比率

貧困基準	世帯比	人口比	推計値 (連合王国)	
			世帯	人口 (施設居住者を除外)
国家基準 (補足給付)	7.1	6.1	1.34	3.32
貧困	23.8	21.8	4.50	11.86

貧困の境界線上				
相対的所得基準				
貧困	10.6	9.2	2.00	5.0
貧困の境界線上	29.5	29.6	5.58	16.10
剥奪基準				
貧困	25.2	22.9	4.76	12.46
総計（連合王国）	100	100	18.90(百万)	54.4(百万)

出典：Townsend(1979:273)

3 これに対して我が国では、第二次大戦前に流入した在日朝鮮・韓国人（とその子孫）が存在するが、戦後は新たな流入は抑制され、高度経済成長に必要な労働力は地方の農村からの社会移動によって賄われた。このため、エスニシティという文脈は、相対的に薄いといえよう。

4 教育の場合、1988年の教育改革法による公立学校（総合制中等学校）改革で、子の通学する学校や学校の運営をめぐって、親に「選択権」が付与された（Whitty 2002=2004: 116）。その結果、エリート校と教育困難校の二極化が進み、前者を経由した高等教育への進学率は上昇した一方で、後者は生徒の流出と財政困窮に苦しみ、マイノリティや様々な困難を抱えた生徒が、苦境を脱する機会が減少することとなった（Whitty 2002=2004: 120）。

5 住宅の場合、公営住宅売却政策がサッチャー政権の公約に掲げられ、中間層以上の者の多くが持ち家を取得した。しかし、インナーシティの不人気な公営住宅の購入希望者は少なく、失業者・年金生活者・マイノリティなどの集中・孤立地区が形成されるとともに、そこでは治安の悪化・家族の崩壊等の現象が生ずる結果となった（富岡 1992: 101）。一方で、保守党政権期に公営住宅予算が削減されたことは、家賃の高騰を招いたが、それは住宅給付財政の逼迫や、貧困の罨を生み出すとともに、社会保障の対象となりにくい若年層のホームレス化を招いた（堀田 2005: 92, 161、小堀 2005: 90、小玉 2003: 53）。

6 政府からの補助金を伴う地域コミュニティ・都市の再生政策は、保守党時代からのものを含めて複数ある。例えば、1994年から実施された単一再生予算（Single Regeneration Budget: SRB）、近隣地区（neighbourhood）の再生戦略と位置づけられ、1998年から実施された、ニューディール・フォー・コミュニティ（New Deal for Community: NDC）が特に有名である。その対象は、1000～4000世帯程度の近隣地区、なかでも様々な問題を抱えた公営住宅エリアであり、1998年に17、1999年に22の計39地域が指定され、地域が独自に使える予算を中央が給付している（山本 2003: 357、堀田 2005: 198）。さらに2001年からは、近隣地区再生のための全国戦略（National Strategy for Neighbourhood Renewal: NSNR）が実施され、全国88地域の再生を目的に、パートナーシップに対して補助金近隣再生基金（Neighbourhood Renewal Fund）を支給している（堀田 2005: 199、中島 2006: 27-28）。

7 これとは別に、政治参加について問う問22（投票の頻度）で、「選挙権がない」という選択肢を設けたが、これを選択した者はいなかった。

8 問2で得られた回答からは、回答者本人が主たる稼得者とは限らないという問題がある。このため、全世帯構成員を検討し、非稼働者のみの世帯を算出したところ、127世帯となった（457世帯には、少なくとも1人の稼働者が存在する）。